8　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八条の十六の七中「第五十三条第九項」とあるのは、「第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。	四年新法	第三百二十一条の八第七項	同法第五十七条第一項	十年以内	九年以内
				前十年内事業年度	前九年内事業年度
			所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項	
			同法第六項又は同法第五十八条第一項	、同法	、読替え後の法人税法
			同条第二項	同条第二項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項
			（この項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えられたこの項	、地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた前項
			ついて同法	ついて同法	ついて読替え後の法人税法
			次項	次項	地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた次項
		第三百二十一条の八第八項	、前項	、地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた前項	、地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた第八項
			十年	十年	九年
	新令	第三百二十一条の八第十項	第八項	第八項	地方税法施行令改正令附則第五条第八項の規定により読み替えられた第八項
	第四十八条の十一の七		第八条の十六の三の規定は、法	第八条の十六の三の規定は、法	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八条の十一の九までにおいて「地方税法施行令改正令」という。）附

						第四十八条の十一の八		第四十八条の十一の九		
則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の三の規定により読み替えられた第八条の十六の七中「第五十三条第九項」とあるのは、「第三百二十一条の八第九項」と読み替えるものとする。	法人税法	において、	第八条の十六の四	中「添付した	第八条の十六の五	十年以内に開始した事業年度	同項に規定する前十年内事業年度	事業年度（当該	第八条の十六の五	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法		において、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の四	中「読替え後の法第五十三条第七項に」と、「添付した	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の五	九年以内に開始した事業年度	読替え後の法第三百二十一条の八第七項に規定する前九年内事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の五	の日
及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）での属する事業年度であり、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。										